

呉教科書裁判NEWS

(教科書採択による公金返還請求事件)

第3号 2017年2月23日 発行:教科書ネット・呉

連絡先: 中室 09064041008 是恒 08063355848

ゆうちょ口座: 01380-9-104750 加入者名: 教科書ネット・呉

35人の定員を超えて、60名以上が ぞくぞくと傍聴に参加・・・

今回は小さい300号法廷であり、時間も30分だから35人来ればいいという原告団の思いとは裏腹に、続々と傍聴人がつめかけてくれた。用意した名簿も一杯となり、記名してもらえない人も出てしまった。社会的関心の広がり原告団が考えている以上かもしれない。原告団はすぐに反省し、次回から資料は100部用意することにした。

第2回口頭弁論の前に・・・

2月10日、原告団は「教科書採択そのものの無効確認の訴え」を追加した。これに対して裁判所は2月17日(金)に、「訴えの変更が手続法上の要件を満たすかどうか」について釈明するよう求めてきた。原告側は急ぎよ鈴木弁護士と相談し、回答書を裁判当日の21日に提出した。被告側弁護士は、裁判長の問いに「準備書面として変更が認められない」と表明。次回(3月24日)までに、反論書を提出することとなった。

「入り口」論で決着を図ろうとする被告

被告・呉市が1月4日に出した答弁書は、「教師用教科書と指導書を購入したのは単なる費用の支出」で「**行政処分**」(注1)に該当せず、訴訟要件を充たさないから却下(門前払い)せよ」というもの。原告の訴えの追加について、「出訴期間を過ぎている」「訴えの要件がない」と反論すると考えら

れる。これは審議が不正の実態に踏み込んだら勝ち目はないので、「入り口」論での決着(門前払い)を被告・呉市が狙っているからと推測される。

(注1) 行政処分・・・行政庁が行う公権力の発動で、個別具体的な権利義務関係が発生すること。
(例) 交通違反切符をきられた。沖縄県知事が埋め立て許可を取り消した。



法廷のスケッチ (中室画伯)

原告の主張

2月21日(火)10:00～ 開廷後文書の確認(被告側、原告側準備書面・変更申立書)ののち、直ぐ口頭弁論にうつった。原告団を代表して是恒が以下の内容を口頭陳述した。

(1) 被告の「単なる費用の支出、行政処分でないから却下せよ」という主張は、**地方公共団体の違法・不当な行為を住民に監視させるという監査請求・住民訴訟の意義を損なうものであり、たいへん不当な主張。**

(2) 違法な教科書採択が原因となる公金支出の場合、**原因である教科書採択が訴訟の対象となるのは一般的・市民的常識。**

(3) 法と法の判断が市民の常識とかけ離れたものであってはならず、**裁判所は誰が見ても当たり前で、公正とはこうあるべきものだという判断を示していただきたいと強く願う。**

(4) つぎに、7月17日付教科書採択の無効確認の根拠は2点。第一点目は、**教科書の採択は公共入札と同視できる**ということ。教科書会社から見れば、教科書採択は利益に直結する。だから、教科書会社が検定中の教科書を閲覧させて謝礼を払うなどという問題がおきる。

文科省はこういう教育関係者への利益供与を禁止する旨の通知を教科書会社に出している。また、

昨年「無償法措置法」施行規則の一部を改正する省令の中で「直接の利害関係を有する者の不公正な行為があった場合には、採択替えを行う」とし、教育関係者も「直接の利害関係を有する者」に該当するとした。

(5) 第二点目は、**教科書採択のための採択資料は、本来、教育的価値を持った教育財産**である。しかし、呉市は「1054カ所もの誤記等」がある資料を作成した。それは、「十分な審議」はおろか審議すらしていなかったため「1054カ所もの誤記等」の一つとして見つけだすことができなかつたからだ。さらに、各教科書の評価はどのようにしてつけられたのか「意思形成過程の記録」を開示請求したのに対し、「不存在(作成してない)」、よって「非開示」とした。このように教育財産の作成・運用・保管の面で適正管理を怠った事実があり、これは看過し得ない瑕疵、よって**教科書採択は無効と主張した**。

今後の裁判の予定

次回3月28日(火)16:00~17:00。被告側は「原告の変更申し立てについての反論(多分「認められない」)をだす。原告側は被告の「第1準備書面」への全面反論を主張。いよいよ、呉市教委の教科書採択の不正の実態が法廷で暴露されることになり、この呉教科書裁判の第一のハイライトになる。

次々回5月9日(火)15:30~16:00では、7月17日の採択の無効と3月3日の呉市教委のゴマカシを整理して違法性追求の主張を行う。

報告集会(10:50~11:30)



弁護士会館で報告集会が行われた。まず、鈴木弁護士は住民訴訟が財務会計行

為・行政処分という「入り口論」での困難さを乗り越り、切り開くため「公共入札」論と「教育財産」論を追加することで、裁判所も教科書採択を焦点化し審理せざるを得なくなることを強調された。

原告団から「呉教科書不正採択問題に大きな関心と期待を持つ多くの傍聴人によってこの裁判は支えられている」という感謝の言葉があつた。今回も香川県から松井さんが駆けつけて下さり、熱いエールを頂いた。また、新居浜からは「えひめ教科



書裁判を支える会」の坂田進・牧師が来られ、「えひめの裁判は、勝つことはできなかったけれど、そのとりくみが採択の適正手続の仕組みを整えさせ、次回の育鵬社採択を止める成果を得た」と、裁判闘争の意義を語られた。

なお、坂田さんは現在新居浜で、育鵬社採択に対して住民訴訟の準備をされている。



傍聴者の感想

「今回、小西裁判長の口調もソフトになったなあ。」

「そうそう、この前は『言ってもムダ』とか『何分は長い』とか、なんかあしらわれているような感じだったけど、今回は『いえ、こちらは急がせているわけではないんですよ』とか・・・」

「これも傍聴者が第2回もつめかけて、社会の関心の高さを感じているからだと思うよ。」

「このことをしゃべりのネタにして、また、ちがう人を誘おう・・・」

■第3回口頭弁論

3月28日(火)午後4時開廷。終了後、弁護士会館にて報告集会。今度は大きな法廷になる予定です。資料も100部用意します。ご支援、傍聴、カンパをお願いします。